

第188回府中市建築審査会

平成30年8月17日開催

平成30年8月17日開催第188回府中市建築審査会に上程された議案について、審議の結果議事録のとおり議決された。

(参考) 審議概要

- 1 日 時 平成30年8月17日(金)午後3時00分~午後3時40分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第三会議室
- 3 審議内容
 - (1) 同意議案
第11号~第12号議案
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[個別許可]
(敷地等と道路の関係)
 - (2) 報告事項
報告第3号
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[一括許可]
(敷地等と道路の関係)
- 4 出席委員 会長1名、委員4名
- 5 出席職員 都市整備部長
都市整備部まちづくり担当副参事
建築指導課長
建築指導課 建築主事
建築指導課 審査係長
建築指導課 審査係 主任
建築指導課 審査係 技術職員
建築指導課 管理係長
建築指導課 管理係 技術職員
- 6 傍聴人 0名

開 会

午後3時00分

事務局 それでは、第188回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

開会に当たりまして、都市整備部長の深美からご挨拶を申し上げます。

都市整備部長 委員の皆様、こんにちは。都市整備部長の深美でございます

本日は大変お忙しい中、また、暑い中、当建築審査会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。この審査会も早いもので、今、数字を見まして188回ということで、本当に皆様には、府中市の建築行政にお力添えをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日、ご審議いただきます案件といたしまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づきます個別許可同意案件が2件、そして同法第43条第1項ただし書の規定に基づきます一括許可同意の報告が1件でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 それでは、議長、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日、傍聴人はございません。

議長 それでは第188回府中市建築審査会を開催いたします。

議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立していただいております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願います。

本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員一名が署名することとなっております。

今回は 委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、日程1(1)「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に関する個別許可」の審査につきまして、第11号議案について、事務局より説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第11号議案について、ご説明させていただきます。

1 ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で11と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立 小学校の 側付近です。

3 ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は

です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

4 ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示しているのが過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

5 ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第1号道路に接続する現況幅員が3.88から5.21メートル、延長距離が78.66メートルの道です。法第42条第1項第1号道路から申請地側の道において、平成13年度及び平成26年度に道に関する協定書が土地所有者全員の承諾により締結されております。今回の申請に伴いまして、申請地側にある延長距離10.87メートルの道において、新たな道に関する協定を締結しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第1項第1号道路を見た状況、写真 は法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真 は道の途中から側を見た状況、写真 は道の途中から側を見た状況、写真 は道から申請地を見た状況、写真 は申請地側の道を側から見た状況、写真 は申請地側の道を側から見た状況です。

6 ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲われた部分で、黒枠で示した 番 です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地

番を赤枠で示しております。

7ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは3ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準1に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、道の部分（ 番 ）をアスファルト簡易舗装等により道路状（自動車等が通行可能な状態）に整備すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、第11号議案について委員の皆様から、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

○委員 念ために伺うのですけれども、4ページの案内図の白いところ、黄色いところはこれでわかるのですが、白いところは建築基準法上の位置づけは、どういうふうになっているのでしょうか。それに沿った建物も幾つか見受けられるのですけれども。

○特定行政庁 今、ご指摘いただきました、申請地の 側に輪っかのような形で通り抜けている道の白抜き部分というところかと存じますが、こちらにつきましては道の形態はあるのですが、まだ協定が結ばれていない範囲となっております。したがって、この黄色の着色部分については協定が締結された道ですので、こちらに接する宅地での法第43条ただし書の手続をすることは特に支障はないのですが、この白抜きのところは、まだその締結がされていないので、道となる部分の権利者で協定を結んで法第43条ただし書の手続を進めるということとなっております。ただ、実態としては通り抜けが可能な状況ということでございます。

以上です。

○委員 その幅員はどれくらいあるのですか。

○特定行政庁 幅員ですが、4メートルは満たしていないものの、おおむね3.8メートルか3.9メートル、4メートルに近い幅は確保できているということでございます。

以上です。

○委員 この 側に平成23年度許可とか平成19年度許可と書いてあるところとかは、黄色がついていないですけど、それはどういうことになるのですか。

○特定行政庁 申請地 側の道の 側の端といいますか、平成23年度許可や平成19年度許可というところですが、こちらは路地状のような敷地形態で黄色の道に2メートル以上接しておりますので、こちらで許可を進めたという経緯がございます。

以上です。

○委員 その路地が接道しているということですか。

○特定行政庁 そうです、そのとおりです。

○委員 斜めに走っているのはすごく広い幅員があると思うのですが、これは道路としての位置づけがないということですか。

○特定行政庁 白い広い幅員で道のような形態で表現されている部分ですが、こちらは線となっていて、線の線路ということでございます。

○委員 線、これは軌道ですか。

○特定行政庁 はい、道路ではないということです。

○議長 この図面はめずらしいね。今までは確か鉄道が入っていたと思うのだけど、これは白抜きだけになっているから。

○特定行政庁 そうですね。表現のところで誤解を生じるような。

○委員 きっと鉄道のレイヤーをCADでクリックして表示するのを忘れたのでしょうか。印刷するときに鉄道の情報を生かしてなかったと、恐らく。

○議長 一番奥の許可を取ってない宅地は向こうの随分広いところに接しているからいいじゃないかと僕も思ったのだけども、この辺に鉄道あったよねって。

○委員 細かいことなのですが、隅切りの取り扱いについて確認させていただきます。

4ページの右側の配置図で、隅切り、これ道の現況図と公図写を見ると、番になっているのですけれども、この番は道の協定には入っておらず、なおかつ今回の条件でも書いていないのですが、一切触れられていないのですが、関係地番の一覧にも載っていないと思うのですけど。一応4ページの図面では「隅切り部分道路状に整備する」というふうに書いてあるのですが、ここは道路状に整備し、なおかつこの図面の書き方だと、敷地に含めない。そういう扱いになっている、そういうことですか。

○特定行政庁 ただいまご指摘いただきました、申請地 の隅切りの部分でございます

が、こちらはご指摘のとおり、道に関する協定の範囲には含まれていないところでございます。道の協定では隅切りを含めることは必須条件としていないということもございまして、今回協定の中には入っておりません。しかしながら、東京都の建築安全条例の中で、幅員6メートル未満の道路に接する角敷地については底辺2メートル以上の隅切りを設けなさいという規定がございまして、それで府中市としましては、協定が結ばれた道というのは道路に準ずるものでございますので、東京都の建築安全条例の求める見通しのきく隅切りというのは必要になるということで、そちらを準用して、道としての協定ではなく、交通安全上支障がない隅切りとして見通しのきくものをつくりなさいということで、隅切りのほうは計画していただいたものでございます。

今回の隅切り部分というのは、敷地に含んでも特に支障がない部分ではあったところ、申請者のほうで土地の分筆登記をする中で、隅切り部分も分筆をして、そこは宅地としては含めないということでの意思表示がございましたので、特にそれについてとめる理由もございませんので、今回の隅切りは敷地には含んでおりません。ただ、見通しのきく隅切りは確保しなさいという指導をしているというところでございます。

以上でございます。

○委員 番 は公用地になっていますね、府中市の土地、公衆用道路で所有者は府中市になっていますよね。

○特定行政庁 6ページの公図写をご覧くださいまして、番 は府中市の所有している部分ですが、今の隅切りの話は番 という番 の宅地に接している部分です。

○委員 ……。

○委員 当該申請地の の隅っこがちょっとだけ、6ページの公図写で番 というのが今回の申請地ですので、そのちょうど一番 の隅です。

○委員 番 ですか、わかりました。

○委員 ちょびっとだけおまけで切り離されている形で、これは施主さんがどうぞということで、ありがたい。

もう1点、それに関係して、これは確認ですが。今のお話ですと、今度はお向かいの番、今回の新しい協定の反対側の番で建てかえ等が起こったときにも、この場合敷地に含める含めないは建てる方の判断ですけども。一応今のお話で

すと、そもそもこの 番 というのは同じ方がお持ちですけども、そもそも隅を切って筆が切られている形なのですが、ここも先ほどの話ですと、この形かどうかは別として、底辺2メートルの隅は切っていただくということで、東京都建築安全条例に準拠する形でお願いをすることになるだろうという、そういう意見ですか。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○議長 ほかによろしいでしょうか。

○委員 先ほどの質問の確認のようになってしまって申しわけないのですけれども、4ページの案内図でいきますと、先ほどの太い道が 線の線路敷きだということですので、43のただし書の協定なしのところは、側に 線がぶつかるところと両方に分かれた白いところを全部含めて協定は結ばれていないけど、いわゆる通路であるというふうに考えてよろしいのですか。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○委員 今後その辺で建築行為が出てきたときに随時協定を結んでいくということですかね。

○特定行政庁 はい。

○委員 わかりました。

○議長 ほかによろしいでしょうか。

○委員 これも確認なのですが、済みません細かいですが。

6ページの公図写で、当該敷地の 側の敷地 番 に対して道が入っています。

番 が、そのつながりだと思うのですが、番 は後ろの所有を見てみると、番 をお持ちの方がお持ちになっていて、恐らく払い下げしていただいたのだと思いますけど。現時点では 番 とか、そこをお持ちの方については今実は道の上に家が建っている。これは将来的には恐らく何らかの形で整理をさせていただくという、そういう理解でよろしいですか。

○特定行政庁 今、ご指摘いただきましたように、6ページの公図写でいきますと、番 と 番 の間に道というように赤道が公図上には存在しておりますが、今、実態の道の形態はなく、建物がその上に建っているということでございますので、こちらの敷地での建物の建てかえ等の際には払い下げですとか、場合によってはつけかえ等の処理をすることで解消されるものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長 そういうときは、市と個人が話し合いをして、その場その場で、自分のケースでつけかえるとか無償譲渡だとか有償譲渡だとか、いろんな手を決めていくわけですね。

○特定行政庁 当該のこういうケースにつきましてはいろんなケースがございます。赤道や、こういった水路が残って、その上に建物が建った場合には、今、管理している管理課のほうでセールスに回って買っていただくというふうな促しをやっている現状がございます。

以上でございます。

○議長 ほかによろしいでしょうか。

ないようですので、第11号議案につきましては原案のとおり同意することによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第11号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。

続きまして、第12号議案について説明をお願いいたします。

○特定行政庁 それでは第12号議案についてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で12と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立府中第 中学校の 側付近です。

11ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 丁目 番 の一部、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

12ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を示しておりますのが、過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

13ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第2項道路に接続する現況幅員が4.00から6.00メートルの道で、平成22年に道に関する協定書が土地所有者全員の承諾により締結されております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第2項道路と道の接続部を 側から見た状況、写真 は法第42条第2項道路から道を見た状況、写真 は道の途中から 側を見た状況、写真 は道の終端部を見た状況、写真 は申請地を見た状況、写真 は申請地 角部分から を見た状況です。

14ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した 番 の一部です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地番を赤枠で示しております。

15ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と道に関する協定の承諾の有無を示しております。

それでは11ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準2に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、道の部分（ 番 の一部）を分筆し、不動産登記簿上の地目を公衆用道路とすること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

○議長 説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

○委員 13ページの写真の と で、この通路の入り口のところを見ますと、 の写真の向かって右側に、たたきのようになっていて植木鉢を置いているところがありますが、これは図面と比べてみると、黄色の通路ではなくて、その外側にこういうへた地のようなものがあって、ここはなぜかこうなっていて、壁がこうなっているんだけど、ここは通路に入れなくても、それは成立していると、そういうことですか。ここは植木鉢とかを置いていただいても、いっこうに問題はないということによろしいですか。

○特定行政庁 13ページの写真 番の右側部分、たたきの部分の取り扱いというところですが、こちらは道の現況図にあります 番 の敷地内ということですので、道として黄色に着色した部分ではないということですのでございます。

以上です。

○委員 あともう1点、これは参考までですが。12ページの案内図で見ると、申請地の側のお宅に　さんといらっしゃるのですが、名字が同じでいらっしゃいますけども、当該のこの申請をされている　さんというのは違う場所にお住まい、丁目で丁目が違う場所にお住まいですが、これは親族の方とか関連のある方ということなのでしょうか。

○特定行政庁 今、ご指摘をいただいた、とば口の　さんとこの申請地の　さんとの関係ということでございますが、こちらは親族関係というところではございますが、この　さんはもともとここは駐車場として貸していた場所でございますので、お住まいは別のところということでございます。
以上です。

○議長 この申請地は問題ないのですけれども、奥の　さんという建物が2つあるのですけども、この辺がちょっと微妙になってきますね、将来。建物が1個で2つに分かれているだけならいいんですけども、2メートル以上は接するような形になるのでね。この写真を見ると、道路の半分以上ですか半分ぐらいの幅ですと奥まで、これは敷地延長になるわけですか。

○特定行政庁 14ページの公図写をご覧いただきまして、道の端部に接続する　番と　番　というところで、それぞれの敷地には建物が建っているというところでございます。　番　は路地状のような形で2メートル道に接しておりますが、　番　は接していないと。また、ここの所有者、12ページの案内図では同じ　さんですが、所有者としては別ということになってございますので、それぞれが建てかえる際には、その隣接地の土地の使用承諾といった協力がないとなかなか難しいのかなと。もしくは道を奥まで、　番　、　番　が接道の取れる位置まで新たに道の協定をするかというところでの検討になるかと思えます。何かしら方策を考えないと2つとも建てかえをすることは現状では難しいというところでございます。
以上です。

○委員 ぶつかりそうだね。

○議長 それは関係者が今何を考えているかだけど。

○委員 いや、厄介です。できれば、理想を言えば、今のところで、もう2メートルだけ延ばさしてもらえるといいんですけどね。なかなかこれ建った後で議論するのが難しいと思えます。

○議長 少し延ばしてもらえればね。

○特定行政庁 補足をさせていただきますと、黄色に着色した部分の協定をするに当たり、この さんに対しても働きかけをしたようなのですが、全くとりあわずで、それが本人に返ってきてしまっているところがあるのかなと思っています。もちろん建てかえの相談があった際には適切に手続を進めたいということで考えています。

以上です。

○議長 自分がその場になったときに問題視しても、もう周りがね。

○委員 そうですよ。困るね。

○委員 多少の負担があっても、向こうから声がかかったときは本当は絶好のチャンスなですよ。

○議長 チャンスだよ。

○委員 そうですよ。

○委員 現実的には難しいですよ。こういうことの認識って広まっていないから。

○議長 この案件につきましては、この申請の計画で基準には合致するということになります。ほかにございませんでしょうか。

なければ、第12号議案につきまして、原案のとおり同意することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第12号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。

それでは、日程2の報告事項に移りたいと思います。

「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可について、事務局から説明をお願いいたします。

報告第3号につきまして説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは報告第3号につきまして、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は緑の丸で表示し、引き出し線で3と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立府中第 小学校の 側付近です。

20ページをご覧ください。申請者は さんです。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、その他は建築計画概要記載のとおりです。

適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書に関する一括許可同

意基準の基準1第1号に該当する、管理者から占用許可が得られた水路敷きを介して法第42条第1項第1号道路に接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上とすること。

条件2、法定外公共物占用許可については、当該建築物が除却されるまでの間、又は法定外公共物部分が建築基準法に規定する道路となるまでの間、継続して取得すること。

それでは21ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示しておりますのが、過去に許可した場所となります。なお、本申請地は平成24年度に一戸建て住宅に対して許可をしておりますが、工事は着手されず、工事取止め届が提出されております。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

22ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地は、幅2.5メートルの占用許可が得られた水路敷きを介して、幅員9.15メートルの法第42条第1項第1号道路に接しております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真1は南側の法第42条第1項第1号道路から西側を見た状況、写真2は西側の水路から西側を見た状況、写真3は水路占用部及び申請地を見た状況、写真4は西側の水路から東側を見た状況、写真5は東側の法第42条第1項第1号道路から西側を見た状況、写真6は東側の法第42条第1項第1号道路から申請地を見た状況です。

なお、本申請につきましては平成30年8月1日付で許可をしております。

以上で報告第3号の説明を終わります。

議長 報告が終わりましたので、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○委員 参考までになのですが、これ、平成24年度に許可をしたときには、駅は開業していましたが。というのは、この形状で許可申請が。

○特定行政庁 はい、そのとおりでございます。

○議長 これ初めて見るような写真なんだけど、擁壁がすごいのがあるんですね。

- 委員 8メートルの擁壁ですから、すごいですよね。
- 議長 この上まで区画整理ですか。
- 特定行政庁 はい、上までです。この擁壁は、この崖線のところは東京都で管理しています。
- 議長 崖だけを管理している。
- 特定行政庁 急傾斜地です。急傾斜地として管理しています。
- 議長 そうですか。上が駅でしょう。
- 特定行政庁 そうです。 番の写真の左側がマンションなんです、その 側、この写真で言うと左手が駅になります。
- 委員 急傾斜地で東京都が管理している、東京都のどこが管理しているのですか。
- 特定行政庁 東京都の建設局の河川の担当者がみております。
- 委員 河川。
- 特定行政庁 はい、河川です。
- 議長 これ河川って、ここに河川があるのですか。
- 委員 そうじゃなくて急傾斜地のほうです。
- 特定行政庁 急傾斜地の管理をしておりますが、建設局の河川部局のほうは全部管理をしておりますので、出先ではございますけれども、ここで言いますと、東京都の北多摩南部建設事務所の工事2課というところになるのですが、河川の担当者がここを管理をしていると伺っております。
- 議長 こういう管理をしているという急傾斜地というのはかなりあるのですか。
- 特定行政庁 東京都が指定をしております急傾斜地という形で、崩落で工事をしておりますのがここだけになりますので、あとは急傾斜地ということで、防災なんかで今定めているハザードマップの中にはあと何カ所かあるのですが、そこは東京都が工事をするというところまでは至っていないという状況です。
- 議長 珍しいですよ、都がこういう傾斜地を管理しているというのはね。水路が何かあればわかるのだけれども、何もありません。この図面にある、今度の許可の対象になった水路は離れてて、ないですよ。
- 特定行政庁 お手元の資料の 番の写真で、川がちょっと見えておりますが、実はこの川の左側の緑道とか遊歩道みたいになっているところ、この下には非常に大きな府中用水という用水が、この下には大きな川が流れております。それを現在はボックス

カルバートということで暗渠という形で、表面に流れと遊歩道というのを整備しております。実はこの下に大きな川が流れてございます。

○議長 出来上るとわからなくなりますね、そういう地形というのは、ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは報告第3号につきまして了承することといたします。

次に日程3、その他について事務局からお願いいたします。

事務局 次回の建築審査会の開催日程をご案内させていただきます。

今回は10月19日金曜日の午後3時開始とさせていただきます。場所は北庁舎3階の第3会議室となります。よろしく申し上げます。

議長 それでは、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

第188回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後3時40分

閉 会